

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	盛岡市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/dokujiriyou.htm

執行機関名 盛岡市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		盛岡市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)第3条第1項第1号及び別表第1の3の項 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年告示第393号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1 この告示は、在宅の <u>小児慢性特定疾病児童</u> に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、当該小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図り、もって <u>小児慢性特定疾病児童の福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年告示第393号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第4, 第5及び第6
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第5
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)	小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者が属する世帯に係る生活保護法関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第5
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項及び第二項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下このロ並びに(四)第四十四条第一号及び第二号において「平成十九年改正法」という。)、附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六号。以下このロ及び第四十四条において「平成二十五年改正法」という。)、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(このロ及び第四十四条において「旧法」という。)、第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項(平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下第四十四条において同じ。)並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)	小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者が属する世帯に係る中国残留邦人等支援給付関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第5
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者が属する世帯員に係る市町村民税関係情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第5
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者が属する世帯員に係る住民票関係情報
特定個人情報5		

備考	
----	--